

「無人航空機操縦者技能証明に係る行政処分に関する基準」の制定（案）について

I. 背景

航空法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 65 号。）が令和 4 年 12 月 5 日に施行され、無人航空機の機体認証、型式認証、無人航空機操縦者技能証明等の制度が創設されたところ。

今般、無人航空機操縦者技能証明に係る行政処分に関する基準を定める通達を制定することとする。

II. 新たに制定する通達の概要

国土交通大臣が航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 53 第 4 号及び第 5 号並びに航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 236 条の 61 第 4 項に基づく無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）の取消及び効力の停止並びに技能証明を受けた者に対する行政指導などの行政処分等を公正かつ適切に行うために、必要な基準を定める。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 5 年 8 月中旬以降